

東海カーボングループ 人権に関するグローバルポリシー

東海カーボングループは、企業理念である「信頼の絆」を実現するために、人権への配慮は特に重要であると考えています。

世界人権宣言（UDHR）やビジネスと人権に関する指導原則、国際労働機関（ILO）の様々な条約等で定められた国際的な人権規約等を踏まえ、企業の立場から人権問題を正しく認識し、当社グループ内に「基本的人権の尊重」の意識を定着させ、明るく活き活きとした社会づくりを推進します。

本ポリシーは、当社グループにおける「人権の尊重」について具体的な指針を示すものであり、全ての従業員と事業拠点に適用されると同時に、お取引先様にも遵守していただくことを求めています。

① 法令の遵守

当社グループは、事業活動を行う国・地域で適用される法令を遵守するとともに、各国・地域の法令と国際的な人権規約等が相反する場合には、国際的な人権規約等を尊重する方法を追求します。

② 差別の禁止

当社グループは、職場における、人種、皮膚の色、国籍、性、性的指向、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、財産、障害の有無、門地その他の社会的地位又はこれに類するいかなる事由による差別を禁止し、雇用及び就業における機会の均等を保障します。

③ 児童労働・奴隷労働の防止

当社グループは、全ての国・地域での事業活動において、児童労働を認めず、人身売買・強制労働・債務労働などの奴隷労働を禁止します。

④ 労働基本権の支持

当社グループは、結社の自由・労働者の団結権及び団体交渉権その他の労働基本権を尊重し、従業員の合法的な権利行使を妨げることはいたしません。

⑤ 過度の労働時間削減・賃金に関する権利確保

当社グループは、過度な労働時間の削減に取り組み、事業活動を行う国の実情に照らした適正な賃金を支払うよう努めます。

⑥ 健康と安全基準

当社グループは、従業員の職場における安全・健康の確保を最優先とし、労働安全衛生に関する各国・地域の法令を遵守し、事故・災害の未然防止に配慮された環境を整備します。

⑦ ハラスメントの禁止

当社グループは、職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、職場での人間関係・労働者の意欲・企業の評判に否定的な影響を与える行為であることを認識し、ハラスメント防止に取り組みます。

⑧ プライバシーの尊重

当社グループは、個人のプライバシーを保護するため、個人情報の取り扱いについて、各国・地域の関連法令を遵守し、情報漏えい・紛失の防止に努めます。

⑨ 人権への負の影響防止・軽減

当社グループは、人権デューデリジェンスの仕組みやステークホルダーとの協議を通じて、人権への負の影響を把握し、それらを防止または軽減するように努めます。また、各種報告書を通じて人権尊重の取組みを報告します。

⑩ 人権侵害への対応

当社グループは、人権侵害を防止するため、全社的な啓発・研修を継続し、事業活動において人権侵害を引き起こした、またはこれを助長したことが判明した場合には、速やかにその救済に取り組みます。